明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

11　施行令第十九条の四第十二項及び第十三項に規定する調書の書式は、それぞれ別表第六㈠及び別表第六㈡による。

12　前条第十四項の規定は、特定外国株式の譲渡の対価の支払をする場合における当該支払をする者について準用する。この場合において、同項中「第十九条の三第二十三項」とあるのは「第十九条の四第十五項（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）において準用する同令第十九条の三第二十三項」と、「第十九条の三第二十四項」とあるのは「第十九条の四第十六項」と、「特定株式又は承継特定株式」とあり、及び「特定株式及び承継特定株式」とあるのは「特定外国株式」と読み替えるものとする。

第十三条の三第一項第十一号イ中「都市再開発法」の下に「（昭和四十四年法律第三十八号）」を加える。

第十四条第二項中「貯水そう」を「貯水槽」に改め、同条第五項第三号イ中「第九条」を「第九条第一号」に、「並びに同法」を「並びに同項第四号の二に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設（障害者自立支援法第五条第五項に規定する療養介護、同条第六項に規定する生活介護、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援及び同条第十六項に規定する共同生活援助の用に供するものに限る。）並びに同号に規定する地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに社会福祉法」に改め、同項第四号中「第五号の十一」を「第六号」に改め、同項第五号の七ロ中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号の八中「第五号の十一」を「第六号」に改め、同項第六号を削り、同項第五号の十一を同項第六号とする。

第十五条第一項第一号中「つき農地法」の下に「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を加える。

第十七条の二第一項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　法第三十四条の二第二項第十四号の二の場合　市町村長又は特別区の区長の当該事業が同号の指定をした事業である旨を証する書類及び同号の買取りをする者の当該土地等を同号に規定する事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類

第十七条の二第一項第二十三号中「第二十二条の八第二十五項」を「第二十二条の八第二十六項」に改め、同条第二十項中「第二十二条の八第二十四項」を「第二十二条の八第二十五項」に改める。

第十八条の五第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「、第六項」を「、次項」に、「第十二号」を「第八号」に、「第二十五条第十三項」を「第二十五条第十一項」に、「いう。以下この条」を「いう。以下この項及び次項第三号」に改め、同項第一号中「区域（以下この条」を「区域（以下この項及び次項第三号」に改め、同項第二号中「（当該買換資産がイに掲げる場合に該当し、かつ、当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものであるときは、当該地域及び表の第一号の下欄に規定する市街化区域と定められた区域（以下この項において「市街化区域」という。）を削り、同号イ及びロを次のように改める。

イ　当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域内である場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域

(1)　当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合　既成市街地等以外の地域及び表の第一号の下欄に規定する特定区域（ロ(1)において「特定区域」という。）

(2)　当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合　既成市街地等以外の地域及び表の第一号の下欄に規定する市街化区域と定められた区域（以下この項において「市街化区域」という。）以外の地域

ロ　当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域以外の地域内である場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域

(1)　当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合　特定区域

(2)　当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合　市街化区域以外の地域

第十八条の五第四項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「第五号」を「第二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「第五号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号中「表の第四号の下欄」を「表の第七号の下欄」に、「第二十五条第九項に規定する」を「第二十五条第十一項第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる」を「第二十五条第十一項第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる」に、「第十号」を「次号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第八号及び第九号を削り、同項第十号中「第九号」を「第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十一号中「第十号」を「第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十二号中「第十号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十三号を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第二号、第四号、第六号、第七号の下欄、第十号の下欄、第十二号の上欄、第十三号の下欄、第十四号、第十五号又は第十七号の上欄」を「第三号、第六号の下欄、第七号の下欄又は第八号」に改め、「（表の第七号の下欄に掲げる資産にあつては、施行令第二十五条第十一項第三号又は第八号に掲げる区域内にあるものに限る。）」を削り、「法第三十七条第六項」を「同条第六項」に改め、同項第一号から第四号までを削り、同項第五号中「表の第六号の上欄に」を「表の第三号の上欄に」に改め、同号イ中「表の第六号の上欄のイ」を「表の第三号の上欄のイ」に改め、同号ロ中「表の第六号の上欄のロ」を「表の第三号の上欄のロ」に改め、同号ハ中「表の第六号の上欄のハ」を「表の第三号の上欄のハ」に改め、同号を同項第一号とし、同項第六号中「第六号」を「第三号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「第十号」を「第六号」に、「市街地再開発事業等（」を「市街地再開発事業（」に改め、「又は同法第百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第百二十九条の二第一項に規定する再開発事業」を削り、「第二十五条第十三項」を「第二十五条第十一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第九号を削り、同項第十号中「表の第十三号の下欄に掲げる」を「表の第七号の下欄に掲げる」に改め、同号イからへまでの規定中「第十三号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第十一号中「第十四号」を「第八号」に、「第二十五条第十八項」を「第二十五条第十三項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第十二号中「第十四号」を「第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十三号から第十五号までを削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第五号の」を「第二号の」に、「第二十五条第二十二項第一号」を「第二十五条第十五項第一号」に、「第四項」を「第三項」に、「同項第五号及び第六号」を「同項第三号及び第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とする。

第十八条の六第二項第一号イ中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第二十五条の四第十六項第一号」を「第二十五条の四第十六項」に改め、同項第一号中「以下この条」を「次号」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第二十五条の四第十八項」を「第二十五条の四第十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第十九項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十八条の八の二第一項中「第二十五条の七の二第六項」を「第二十五条の七の二第七項」に改め、同条第三項中「第三十七条の九の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する交換により取得し、又は同条第一項第二号の譲受けにより取得した土地建物等」を「第三十七条の九の二第五項に規定する交換取得土地建物等又は譲受け土地建物等」に改める。

第十八条の十一第十一項第一号中「第十七項に」を「第十八項に」に改め、同号ハ中「第十七項第一号ハ」を「第十八項第一号ハ」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二十四項中「同条第二十二項第二号」を「同条第二十六項第二号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第十五項第三号又は第十九項第三号」を「第十六項第三号又は第二十項第三号」に、「第十九項第二号」を「第二十項第二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第十九項第三号」を「第二十項第三号」に、「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十項中「第十五項第三号」を「第十六項第三号」に、「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十六項の規定は、」を「第十七項の規定は」に改め、「規定する」の下に「贈与により取得したものである旨を証する書類として」を、「ついて」の下に「、第十八項の規定は同条第十七項において準用する同条第十一項後段に規定する取得の日及びその取得に要した金額を証する書類その他の財務省令で定める書類について、それぞれ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十八項第一号中「第二十五条の十の二第十五項第三号」とあるのは、「第二十五条の十の二第十五項第四号」と読み替えるものとする。